特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
8	国民健康保険に関する事務	基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

和泉市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大阪府和泉市長

公表日

令和5年3月31日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを	たのはいます。
	200 0000 2 00
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)その他の国民健康保険に関する法律及び条例に基づき、国民健康保険の資格・給付・賦課・徴収に関する事務を行っている。これらの業務を行うにあたって、次の事務において特定個人情報ファイルを利用している。①国民健康保険被保険者資格及び給付の管理②国民健康保険税(料)額の通知③国民健康保険に係わる証明書の発行④国民健康保険者台帳の照会⑤情報提供に必要な情報を「副本」として保持する⑥保健事業(特定健診・特定保健指導に係る結果の管理)⑦国民健康保険料に係る申請又は届出⑧資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務 ⑨オンライン資格確認等システム稼動に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。) ⑩公金受取口座情報の利用 (情報連携結果の国民健康保険システム内での個人情報管理は行わず、個別管理とし、申請書を別ファイルに綴じて管理する)
③システムの名称	 ・国民健康保険システム ・高額療養費システム ・理保総合システム ・港納管理システム ・国保データベースシステム ・団体内統合宛名システム ・庁内連携システム ・宛名システム ・中間サーバー ・中間サーバーGW ・住民基本台帳ネットワークシステム ・国保情報集約システム ・国保情報集約システム ※国保総合システム及び国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システムという)は、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバー群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。 ・医療保険者等向け中間サーバー等 ・電子申請機能

2. 特定個人情報ファイル名

(1)国民健康保険情報ファイル(2)資格情報(個人)ファイル(3)国保資格取得喪失年月日連携ファイル(4)市町村被保険者ID連携ファイル(5)転居月75歳到達特例対象者情報連携ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠

・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) (以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第1(30の項)

・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で 定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第24条

・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携					
①実施の有無	 (選択肢> (選択肢> () 実施する () 実施しない (3) 未定				
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号及び別表第2の次の項 (1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2の2、第33条、第41条の2、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号及び別表第2の次の項(42、43、44、45の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第25条、第25条の2、第26条・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第9条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則(令和3年デジタル庁令第10号)第2条第13号 (オンライン資格確認の準備業務) ・番号法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項				

5. 評価実施機関における担当部署						
①部署	和泉市市民生活部保険年金室					
②所属長の役職名	保険年金室長					
6. 他の評価実施機関						
7. 特定個人情報の開示	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求					
請求先 〒594-8501 大阪府和泉市府中町二丁目7番5号 大阪府和泉市総務部総務管財室						
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ						
本 级	二504 0504 土灰克和自主克中亚一丁口7平5日 土灰克和自主主日北洋如归除左合克					

|--|

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人	1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]		<選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上 3) 1万人以上10 4) 10万人以上5) 30万人以上	1万人未満 0万人未満			
	いつ時点の計数か	令和	15年2月1日 時点					
2. 取扱者	数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満		
いつ時点の計数か		令和5年2月1日 時点						
3. 重大事	3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか]	発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし		

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価	西書の種類				
[基礎 2)又は3)を選択した評価実施 されている。	項目評価		重点項目詞	平価書又は全耳	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書 3) 基礎項目評価書 3) 基礎項目評価書 項目評価書の	
2. 特定個人情報の入手(作	青報提供	ネットワークシステ	ムを通じ	た入手を除ぐ	(。)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい	
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい	
4. 特定個人情報ファイルの	り取扱い	の委託			1]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1)特に力を入れてい 2)十分である 3)課題が残されてい	
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や	情報提供ネットワー	クシステム	を通じた提供	を除く。) []提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1)特に力を入れてい 2)十分である 3)課題が残されてい	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[]接	続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい	გ გ
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい	
7. 特定個人情報の保管・2	肖去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい	
8. 監査						
実施の有無	[0]	自己点検	[]	内部監査	[] 外部	監査
9. 従業者に対する教育・啓	外					
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていな	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年4月1日	I 5②所属長	保険年金室長 宇澤 良一	保険年金室長 川上 秀佳	事後	
平成27年10月1日	I 1②事務の概要	⑥保健事業	⑥保健事業(特定健診・特定保健指導に係る結 果の管理)	事後	番号法改正による(9/3成立)
平成28年1月1日	I 1②事務の概要		⑦国民健康保険料に係る申請又は届出	事前	条例改正に伴う
平成27年10月1日	Ⅱ1対象人数	平成26年10月1日時点	平成27年10月1日時点	事後	
平成27年10月1日	Ⅱ2取扱者数	平成26年10月1日時点	平成27年10月1日時点	事後	
平成28年8月1日	I 1③システムの名称		・住民基本台帳ネットワークシステム	事前	
平成29年4月1日	I 2③システムの名称	 ・国民健康保険システム ・高額療養費システム ・国保総合情報システム ・健康管理システム ・滞納管理システム ・国保情報データベースシステム ・退職被保険者等振替システム ・団体内統合宛名システム ・庁内連携システム ・庁内連携システム ・中間サーバーGW ・住民基本台帳ネットワークシステム 	 ・国民健康保険システム ・高額療養費システム ・国保総合情報システム ・健康管理システム ・滞納管報データベースシステム ・国保情報データベースシステム ・退職被保険者等振替システム ・団体内統合宛名システム ・庁内連携システム ・庁内連携システム ・中間サーバー ・中間サーバーGW ・住民基本台帳ネットワークシステム ・国保情報集約システム 	事前	
平成29年2月1日	I 3法令上の根拠		・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第1(30の項)・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第24条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月1日	I 4②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(42の項)	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号及び別表第2の次の項(1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、93、97、106、109、120の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第25条、第25条の2、第26条 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号及び別表第2の次の項(42、43、44、45の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2	事後	
平成29年4月1日	I 1②事務の概要		・国民健康保険法(昭和33年法律第192号)その他の国民健康保険に関する法律及び条例に基づき、国民健康保険税(料)の賦課徴収とそれに関する調査を行っている。・特定個人情報ファイルは、国民健康保険法その他の国民健康保険に関する法律及び条例の規定に従い、次の事務に利用している。①国民健康保険被保険者資格及び給付の管理②納入通知書による国民健康保険税(料)額の通知③国民健康保険者台帳の照会⑥情報提供に必要な情報を「副本」として保持する⑥保健事業(特定健診・特定保健指導に係る結果の管理)⑦国民健康保険料に係る申請又は届出⑧資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年1月1日	I 1③システムの名称	・国民健康保険システム ・高額療養費システム ・国保総管理システム ・健康管理システム ・機納管理システム ・選保情報データベースシステム ・国、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	・国民健康保険システム ・高額療養費システム ・連保機要システム ・健療管理システム ・連療管理システム ・満保情報が一タベースシステム ・連球研統会システム ・退職体内連携システム ・団内連携システム ・庁内をシステム ・中間サーバーGW ・住民基本(システム ・中間サーバーGW ・住民基本(システム ・国保総合システム ン国保総合システム ※国保総合システム ※国保総合システム ※国保総合に設置される国保総合(国保集約)システムサーバー群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。	事前	
平成29年4月1日	I 2特定個人情報ファイル名	(1)国民健康保険情報ファイル	(1)国民健康保険情報ファイル(2)資格情報(個人)ファイル(3)国保資格取得喪失年月日連携ファイル(4)市町村被保険者ID連携ファイル(5)転居月75歳到達特例対象者情報連携ファイル	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年12月1日	I 4②法令上の根拠	33、39、42、46、58、62、80、87、93、97、106、109、120の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第25条、第25条の2、第26条 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号及び別表第2の次の項(42、43、44、45の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号及び別表第2の次の項(1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、88、93、97、106、109、120の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号及び別表第2の次の項(42、43、44、45の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第25条、第25条の2、第26条	事後	
平成29年12月1日	I 1②事務の概要	②納入通知書による国民健康保険税(料)額の通知	②国民健康保険税(料)額の通知	事後	
平成31年3月1日	Ⅱ1対象人数	平成27年10月1日時点	平成31年3月1日時点	事前	
平成31年3月1日	Ⅱ2取扱者数	平成27年10月1日時点	平成31年3月1日時点	事前	
平成31年3月1日	I 5②所属長の役職名	保険年金室長 川上 秀佳	保険年金室長	事後	様式変更による
平成31年3月1日	Ⅳリスク対策		項目の追加	事後	様式変更による

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月1日	Ⅰ Ⅰ ①システムの名称		ム(以下「国保総合(国保集約)システムという)	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年7月1日	I 1②事務の概要	・国氏健康保険法(昭和33年法律第192号)での他の国民健康保険に関する法律及び条例に基づき、国民健康保険税(料)の賦課徴収とそれに関する調査を行っている。・特定個人情報ファイルは、国民健康保険法その他の国民健康保険に関する法律及び条例の規定に従い、次の事務に利用している。 ①国民健康保険被保険者資格及び給付の管理②国民健康保険税(料)額の通知 ③国民健康保険税(料)額の通知 ③国民健康保険代係わる証明書の発行 ④国民健康保険者台帳の照会 ⑤情報提供に必要な情報を「副本」として保持する ⑥保健事業(特定健診・特定保健指導に係る結果の無限	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)その他の国民健康保険に関する法律及び条例に基づき、国民健康保険に関する法律及び条例に関する事務を行っている。これらの業務を行うにあたって、次の事務において特定個人情報ファイルを利用している。①国民健康保険被保険者資格及び給付の管理民健康保険に係わる証明書の発行④国民健康保険に係わる証明書の発行④国民健康保険者台帳の照会⑤情報提供に必要な情報を「副本」として保持する⑥保健事業(特定健診・特定保健指導に係る結果の管理)⑦国民健康保険料に係る申請又は届出⑧資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務・⑨オンライン資格確認等システム稼動に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年7月1日	I 1③システムの名称	は、国保連合会に設置される国保総合(国保集 約)システムサーバー群と 東区町村に設置さ	・国民健康保険システム ・高額療養費システム ・国保総合システム ・健康管理システム ・機納管理システム ・選職を管理システム ・国保護の一タベースシステム ・退職を発生のである。ファム ・のは、国保が一のののでは、国保には、国保には、国保には、国保には、国保には、国保には、国には、国には、国には、国には、国には、国には、国には、国には、国には、国	事前	
令和2年7月1日	I 3個人番号の利用	の番号の利用等に関する法律(平成25年法律 第27号)(以下「番号法」という。)第9条第1項及 び別表第1(30の項) ・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第一の主務	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第1(30の項)・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第24条・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年7月1日	I 4②法令上の根拠	・番号法第19条第7号及び別表第2の次の項(1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、88、93、97、106、109、120の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2(情報照会の根拠)	条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19 条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、 第31条の2、第33条、第43条、第44条、第46条、 第49条、第53条、第55条の2 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号及び別表第2の次の項 (42、43、44、45の項) ・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令(平成 26年内閣府・総務省令第7号)第25条、第25条 の2、第26条	事前	
令和2年7月1日	I 5①部署	和泉市生きがい健康部保険年金室	和泉市市民生活部保険年金室	事後	
令和2年7月1日	I 8特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ	〒594-8501 大阪府和泉市府中町二丁目7番 5号 大阪府和泉市生きがい健康部保険年金 室	〒594-8501 大阪府和泉市府中町二丁目7番 5号 大阪府和泉市市民生活部保険年金室	事後	
令和3年3月1日	Ⅱ1対象人数	令和2年6月1日時点	令和3年3月1日時点	事前	
令和3年3月1日	Ⅱ2取扱者数	令和2年6月1日時点	令和3年3月1日時点	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月1日	I 1③システムの名称	※国保総合ンステム及び国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システムという) は、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバー群と、東区町村に設置さ	・国民健康保険システム ・高額療費システム ・国額療給会システム ・健康管理システム ・機納保護理システム ・機納保護理システム ・団体内・連邦・ステム ・団体内連携・カステム ・方名システム ・方名システム ・方名システム ・方名システム ・中間は基本分のである。 ・国保総合システム ・中間は基本分のである。 ・国保総合システム ※国保総合システム ※国保総合システム ※国保総合システム は、国保総合システム は、国保総合に設置される国保総合に設置される。 ・医療保険者等向け中間サーバー等	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月1日	I 4②法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号及び別表第2の次の項(42、43、44、45の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内関係・終務省会第7号)第25条。第25条	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号及び別表第2の次の項(1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第19条、第2条、第28条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2の2、第33条、第41条の2、第43条、第59条の3 (情報照会の根拠) ・番号法別名等第8号及び別表第2の次の項(42、43、44、45の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務な合第7号)第25条、第25条の2、第26条 (オンライン資格確認の準備業務)・番号法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等)・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	事後	
令和4年3月1日	Ⅱ1対象人数	令和3年3月1日時点	令和4年3月1日時点	事後	
令和4年3月1日	Ⅱ2取扱者数	令和3年3月1日時点	令和4年3月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年2月6日	I 1②事務の概要	の他の国民健康保険に関する法律及び条例に 基づき、国民健康保険の資格・給付・賦課・徴収 に関する事務を行っている。 これらの業務を行うにあたって、次の事務において特定個人情報ファイルを利用している。 ①国民健康保険被保険者資格及び給付の管理 ②国民健康保険税(料)額の通知 ③国民健康保険に係わる証明書の発行 ④国民健康保険者台帳の照会 ⑤情報提供に必要な情報を「副本」として保持する ⑥保健事業(特定健診・特定保健指導に係る結果の管理) ⑦国民健康保険料に係る申請又は届出 ⑧資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業 務 ⑨オンライン資格確認等システム稼動に向けた 準備としての資格履歴管理事務、機関別符号	これらの業務を行うにあたって、次の事務において特定個人情報ファイルを利用している。 ①国民健康保険被保険者資格及び給付の管理 ②国民健康保険税(料)額の通知 ③国民健康保険に係わる証明書の発行 ④国民健康保険者台帳の照会 ⑤情報提供に必要な情報を「副本」として保持する ⑥保健事業(特定健診・特定保健指導に係る結果の管理) ⑦国民健康保険料に係る申請又は届出 ⑧資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務 ⑨オンライン資格確認等システム稼動に向けた 準備としての資格履歴管理事務、機関別符号		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年2月6日 I		※国体総合システム及び国体情報集制システム ム(以下「国保総合(国保集約)システムという) は、国保連合会に設置される国保総合(国保集 約)システムサーバー群と、東区町村に設置さ	・国民健康保険システム ・高額療養システム ・国保総合システム ・健康管理システム ・滞解データベースシステム ・国体内統合の名システム ・団体内・変名システム ・方名システム ・が定名・カーバー ・中間サーバーGW ・住民基本会に設置される国保総合に設置される国保総合に設置される国保総合に設置される国保総会に設置される国保総合に設置される国保総合の国保集約)システムサーバー群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。 ・医療保険者等向け中間サーバー等 ・電子申請機能	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年2月6日	I 4②法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第2の次の項(1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2の2、第33条、第41条の2、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号及び別表第2の次の項(42、43、44、45の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第25条、第25条の2、第26条	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号及び別表第2の次の項(1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関ける法律別表る命令第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2の2、第33条、第41条の2、第25条、第31条の2の2、第33条、第41条の2、第4条、第55条の3、第59条の3 (情報照会の根拠) ・番号法別の書の表別の書の表別の事で定める事務及び別表第2の次の項(42、43、44、45の項)・行政号の利用等に関する法律別の表別における特定の個人を識別二の主務の番号の利用等に対ける特定の個人を識別二の主務の番号の利用等に対ける特定の個人を識別二の主務の番号の利用等に対ける特定の個人を識別二の主務の書の書の表別の書の表別の書の表別の書の表別の書の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の	事前	